

甲府市農業委員会 3月定例総会議事録

1. 日 時 平成31年3月28日（木曜日）午後2時00分から4時05分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（17名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子 6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫
9番 菊島 建 10番 關野 登 11番 森 信二 13番 末木 瑞夫
14番 土屋 正人 16番 小林 雅宗 17番 山本 一

【最適化推進委員】

1番 植田 泰 2番 山本 光信 3番 平澤 友良 4番 望月 典雄
5番 埴原 久徳 6番 柳澤 榮 7番 萩原 靖彦 8番 萩原 斉
9番 越石 和昭 10番 市村 秀俊 11番 向山 章雄 12番 齊藤 藤雄
13番 佐々木 茂隆 14番 渡邊 初男 15番 塚田 泰英 16番 佐野 勝紀
17番 米山 伸一 18番 深田 喜徳 19番 小澤 博

4. 欠席委員（2名）

【農業委員】

12番 花形 満寛 15番 萩原 爲仁

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 青木 進
農地係 係長 齊藤 欣也
係長 佐野 慶一
主事 一ノ瀬 匠
振興係 係長 岡 正己
技師 吉澤 雅貴

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第4号 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について
議案第5号 平成31年3月告示分農用地利用集積計画について
議案第6号 平成31年度甲府市農業委員会活動基本目標（案）について
議案第7号 平成31年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 競・公売適格証明について（市街化区域届出）
報告第6号 農地法第4条第1項の規程による届出について（許可不用）
報告第7号 返納届について
報告第8号 農用地利用集積計画の解約について
報告第9号 平成31年度農業委員会定例総会日程について
報告第10号 平成31年度農地調査日程（予定）について

午後2時00分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、平成30年度3月定例総会を始めます。

本日の会議は、農業委員が定数19名中17名の出席により過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会3月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参りますのでお願いします。

それでは最初に、3月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により5番の落合洋子委員と、6番の田中由美委員のお二人にお願いしたいと思います。

が、誰も農業を継ぐ気はなく、やったこともありません。〇〇〇〇〇により畑が荒れないようにするため、この申請が上がってきました。よろしくをお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 2 番の案件は中道北地区ですので、土屋三千雄委員よりお願いします。

○中道北地区委員（土屋三千雄委員）

2 番の案件は、申請地の西側に現在〇〇〇〇〇〇があるのですが、〇が植えてあり消毒などで気を使うため〇はあきらめ、葡萄に専念するということで西側と同じ〇〇〇〇〇〇を設置するということです。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 3 番の案件は中道南地区ですので、柿嶋職務代理よりお願いします。

○中道南地区委員（柿嶋職務代理）

先ほど事務局から説明のあったとおりです。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。地元委員からひとつおとり補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第 2 号に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、決定させていただきます。議案第 2 号のうち、1 番の案件については 1,000 ㎡以上ですので、県農業会議へ許可相当ということで諮問をして参ります。他の案件については 1,000 ㎡未満ですので、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 3 号は農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 6 件、賃貸借が 8 件、使用貸借が 1 件、計 15 件となります。議案書 3 ページの 1 番、地図は 4 ページの 5 条No.1 をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・譲受人・譲渡人については、議案書記載のとおりです。桜井交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・西面・北面は宅地、南面は道路となっています。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。譲受人は、現在の〇〇〇〇〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇〇〇〇〇したいとのことです。転用後は、

○大里地区委員（菊島委員）

11番は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇という案件で、何ら問題ないと思います。12番も〇〇〇にしたいということで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに13番、14番の案件は中道北地区ですので、山本委員よりお願いします。

○中道北地区委員（山本委員）

13番、14番の補足説明をさせていただきます。事務局で説明したとおりですが、この地区は精進湖線沿線の地域で、かなり前から農振の除外がされております。周辺はホテルや住宅に囲まれており残存農地となっていました。特に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに15番の案件は中道南地区ですので、小林委員よりお願いします。

○中道南地区委員（小林委員）

議案第2号3番の案件と関連して農地と一緒に〇〇も購入して欲しいということで、譲受人が既存の〇〇〇〇を買うということです。但し〇〇の中に農地が一部残っているということで、事務局で説明のあったとおり例外ということで、〇〇を改修するという事で問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。ひとつおとり地元委員から補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

○最適化推進委員（小澤委員）

転用される田あるいは畑の現状はどうなっているのでしょうか。今まで耕作をしていて収入があるような田あるいは畑なのでしょう。それとも耕作はあきらめて転用を待っただけだったのか。その辺の農地の実態、農地がしっかり活用されていたのか聞きたいのですが。

○議長（西名会長）

これは、具体的にどの地域ですか。

○最適化推進委員（小澤委員）

全域です。地区が変わると判断の仕方がまちまちだと思いますので、発表された委員さんの地区の実態を聞きたいと思います。

○議長（西名会長）

一件ごとに聞きたいということですか。

○最適化推進委員（小澤委員）

地区でいいです。だいたい東西南北で。

○議長（西名会長）

それでは、事務局で把握していると思いますので、教えてください。

○事務局（一ノ瀬主事）

一概には言えませんが、基本的に耕作放棄地になっていたり、草刈りはされていますが農作物は育てられていなかったりしているところが多いです。

○最適化推進委員（小澤委員）

確認はしていますか。

○事務局（一ノ瀬主事）

直接、担当としてまわって確認しています。

○議長（西名会長）

そんな説明でよろしいでしょうか。

○最適化推進委員（小澤委員）

実態がそういうことになると、実際に農地としての役目を終えたという判断として解釈していますが、最後の転用時の姿が気になりましたので、参考までにお聞きしました。

○議長（西名会長）

完全に荒廃農地とは言わないまでも、そういうところが多かったり、耕作はしていても住宅に囲まれてしまって、消毒など、特にSSが使えないというのが転用理由の大きな原因ということです。こんな状況でございます。他にいかがでしょうか。

○議長（西名会長）

それでは、ここで採決をさせていただきます。

議案第3号に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

大多数の方の賛成をいただきましたので、この議案3号の案件については決定させていただきます。このうち1,000㎡以上の案件については、先ほどと同じように県の農業会議に諮問して参ります。他の案件については早速、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第4号は農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

議案書の9ページ10ページをご覧ください。農地法第3条では、農地の権利を取得しようとする者が、その取得後において耕作すべき農地の面積の合計が、北海道を除く都府県では50アールに達しない場合は、政令で定める相当の事由がある場合を除き、許可することができないことになっています。ただし、農林水産省令で定める基準に従い、農業委員会が面積を定め、公示したときは下限面積を変更できることになっています。下限面積の設定基準については、農地法施行規則第17条に規定されており、「別段の面積」というのがイコール「下限面積」となります。規定されている基準と

しましては、第 1 項第 1 号において「自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域を設定区域であること」となっており、甲府市では、「旧能泉村・宮本村の区域」、「旧上九一色村の区域」、「それ以外の区域」という 3 つの区域を設定しています。また、第 1 項第 3 号では「設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地等を耕作又は養畜の事業に供しているものの数が、当該設定区域内において農地等を耕作又は養畜の事業に供しているものの総数のおおむね 100 分の 40 を下らないように算定されるもの」となっております。各農家の経営面積を 10 アール毎に分類して低い方から累計していき、区域内の総農家の 40%に達したところを下限面積に設定するということとなります。

農家を農地面積別で把握するための数字は、農林水産省が 5 年ごとに行っている農林業センサスという統計調査の結果を使用しており、最新では 2015 年に実施されました。甲府市では、この統計調査結果及び基準によりまして、直近では平成 24 年 2 月の総会において旧能泉・宮本・上九一色村の区域では 20 アールを、その他の区域では 30 アールを下限面積に変更することを決定し、平成 24 年 4 月から運用しています。

この下限面積の設定又は修正の必要性については、毎年農業委員会で審議することとなっております。前述の農林業センサスの調査は 5 年ごとに行われておりまして、最新統計は 2015 年ですから区域内の総農家の 40%に達する面積は、現在設定しております下限面積と変更がございません。事務局といたしましては、新規就農者等による農地利用の促進が必要であると考えますが、安易な下限面積の引き下げは小規模農家の増加をもたらし、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがあると思われまます。また旧能泉・宮本村の区域や旧上九一色村の区域においても、これ以上の下限面積の引き下げがこの地区の就農促進に繋がるとは考えにくいと判断します。以上により、平成 31 年 4 月からも旧能泉村・宮本村の区域及び旧上九一色村の区域については 20 アール、それ以外の区域については 30 アールという現行の下限面積の基準をそれぞれ据え置くことを事務局案として提案いたします。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から農地法第 3 条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について細かく、国の法律を含めて甲府市の農林業政策を勘案した中で変更を行わないという説明があったところです。委員の皆さんからご意見、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

○最適化推進委員（小澤委員）

地名ですが、旧能泉村、宮本村とはどこのことですか。

○議長（西名会長）

千代田地区の上です。

○事務局長（青木局長）

具体的には昇仙峡から上です。黒平にかけてが能泉村と宮本村です。

○議長（西名会長）

他にいかがでしょうか。

○議長（西名会長）

事務局の説明で納得したものとします。

それでは採決に移ります。議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

大多数の方の賛成をいただきましたので、議案4号は決定させていただきます。

それでは、報告第1号から第7号について、事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書11ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。12ページからは平成31年2月19日から平成31年3月18日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

ただいま、事務局から報告第1号から7号の説明があったところですが、報告事項ではありますが、皆様の方から何かお聞きしたい点がありましたらお願いします。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第5号は平成31年4月告示分農用地利用集積計画についてですが、審議に先だち、利用権設定の35番の案件は、菊島委員が関係する案件です。農業委員会法第31条の規程に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折には、ご退席をお願いします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いします。

それでは議案第5号の内、利用権設定の35番を除く案件について事務局より説明してください。また、関連がありますので報告第8号も併せて説明してください。

○事務局（吉澤技師）

それでは説明に入ります。今月は、新規設定25件、再設定17件、計42件の申出がありました。議案書23ページの表は、新規設定です。千代田・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申出がありまして、合計面積は35,956㎡です。中段の表、平成31年度の目標面積115,900㎡に対し、設定面積は35,956㎡となり、達成率は31%となります。続いて24ページの表は、再設定です。玉諸・二川・山城・大鎌田・中道北・中

とっています。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに、16番、31番の案件について、中道南地区の柿嶋職務代理からお願いします。

○中道南地区委員（柿嶋職務代理）

16番と31番の案件は、○○○○○○○○○○○○○○○○です。事務局から説明がありましたが昨年〇月に立ち上げて前回の総会において約〇反、第1次ということで借り受けました。今回は第2次ということです。右左口地域で活動しています。現職をリタイアした後〇人が自らの土地を活用したり、地域で眠っている遊休地を集積して法人として活用する方法で農業振興に繋がる機運も作りながら、がんばって始めているところです。今年の○○○○○○○○から、○○○○○○○○○○など、どの程度の量や品質など心配ですが、私の地区に代表者がいるので情報交換をしながら支援をしていくつもりです。初めてのシーズンなので何とか成果が先に繋げられるように農業委員としてもバックアップしていきたいと思います。内容としては事務局の相談のとおりで問題ありません。ご審議、よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ひとつおり、説明が終わりました。法人2件でございますが、実績のある法人が醸造用ぶどうの生産にあたりと。もう1件は新規の法人ですが、やる気満々の法人ですので期待が持てると思います。皆さんから何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。
議案第5号のうち、35番を除く案件に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。
全員の方の賛成をいただきましたので、決定させていただきます。
それではここで35番の案件の審議をいたしますので、菊島委員には退席をお願いします。

【 菊島委員 退席 】

○議長（西名会長）

つづきまして、議案第5号、利用権設定の35番の案件について審議いたします。
事務局から説明してください。

○事務局（吉澤技師）

議案書38ページ、35番の案件は、借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（西名会長）

委員さん自ら、〇〇〇〇と農地の有効利用ということであがってきた案件です。
こちらについて皆様からご質問はありますか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。
この案件にご賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

賛成多数ですので、決定して参ります。菊島委員はご着席をお願いします。

【 菊島委員 着席 】

○議長（西名会長）

それでは、つぎに議案第6号です。平成31年度甲府市農業委員会活動基本目標（案）
について、事務局より説明してください。

○事務局（斉藤係長）

それでは、議案43ページの議案第6号をご覧ください。これからご提案する活動基本目標や、事業計画は2月4日に西名会長、柿嶋職務代理、農業委員会事務局職員で検討会議を開催し、昨年度の目標や、計画に修正を加えました。2月13日には運営委員会を開催し、その場でご承認いただきましたので、本日定例総会に提案させていただきます。

それでは、平成31年度 甲府市農業委員会 活動基本目標（案）について、朗読をもって提案とさせていただきます。

《 別紙 『平成31年度甲府市農業委員会活動基本目標（案）』 朗読 》

○議長（西名会長）

事務局から平成31年度甲府市農業委員会活動基本目標について朗読提案があったところです。委員の皆さん、推進委員の皆さんからご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

意見が無いようですが、先ほど申し上げたとおり執行部と事務局、またその後、運営委員会を開催し、皆さんにご意見をいただき慎重に検討した経緯がございます。採決をさせていただいてもよろしいですか。

《 会場から「異議無し」の声あり 》

○議長（西名会長）

それでは、この案件にご賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

大多数の方のご賛成をいただきました。議案第6号については決定して参ります。つぎに、議案第7号「平成31年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）」についてでございます。また関連がありますので報告第9号、10号も併せて、説明して下さい。

※ ※ ※ <事務局から説明> ※ ※ ※

○事務局（斉藤係長）

それでは、45ページ、議案第7号をご覧ください。「年間事業計画（案）」及び、「平成31年度農業委員会定例総会日程（案）」について、主な計画の朗読をもって提案に変えさせていただきます。

◀ 別紙 『平成31年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）』 朗読 ▶

◀ 別紙 報告第9号『平成31年度甲府市農業委員会定例総会日程』 朗読 ▶

◀ 別紙 報告第10号『平成31年度農地調査日程』 朗読 ▶

○議長（西名会長）

事務局から平成31年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）が示されました。4月から3月までということですが、基本的には大きくは変わってはいませんが、ひとつ変わったところは、8月の農地利用状況調査説明会が、ひと月前倒しになりました。いわゆる、遊休農地、荒廃農地の対策を少しでも早く進めたいという考えです。それから、11月に農業委員、最適化推進委員の任期最後の年ですので、県外研修を行うことを運営委員会等でも議論をし、11月に実施ということで皆様にもお諮りし、積み立てのこともご決定していただいているところです。米印のところですが、今年の農地銀行推進会議のときに、今までは新規就農者と委員の皆さんとの交流会を設けておりましたが、今年度はできなかったので、これを再度行うことを考えております。新規就農者の方にも委員さんの顔を覚えてもらい、身近で頼りになるような人間関係を築いていきたいということです。また、最適化推進委員の皆さんは、なかなか自分たちの活動がどのようなことをしているのかということがありました。今年度については、ブロック毎に活動状況の報告会として、良いこと、悪いことなど事例を発表していただいて参考にしてもらった経過がございます。これを、山本委員長と相談して、年3回から4回集まっていただき、最適化推進委員が自ら情報交換をしながら活動の目標、推進をしっかりとやっていくという形で、平成31年度に実施していくということがございます。このような点を踏まえ、皆様からご意見を伺いたいと思います。

○最適化推進委員（渡辺委員）

南ブロックの渡辺です。平成31年度事業計画（案）の関係ですが、農業委員会だより74号の編集委員会が6月と7月、75号の編集委員会が12月、1月と2回ありますが直近の6月、7月は忙しい時期なので、1回に割愛していただきたいという要望です。

○議長（西名会長）

今の要望に対して、事務局から編集委員会を2回する考え方を説明してください。

○事務局（斉藤係長）

それでは、考え方をお答えいたします。これまでは1回の編集委員会で農業委員会だよりを発行していましたが、1回ですとどのような原稿で、どのような配置や組み立てになるなど、最終的なものが編集委員の方々にお示しできていなかったため、原稿が仕上がった時点でレイアウトを含め最終確認をしていただき、修正箇所がなければ印刷に進むという風にしたいと考えております。ただ、おっしゃられたとおり、6月、7月は繁忙期なので何とか1回で済むように検討して参ります。

○議長（西名会長）

編集委員会を2回する事については、説明のとおりです。実は過去に農業委員会だよりを発行する過程の中で、寄稿していただいた方の内容と、実際載った内容のニュアンスのずれがあり、ご迷惑をかけた経緯がありました。原稿を書いていた方の思いが活字になっていないと大きな問題になりますので、慎重にしたいという事務局の考えです。ただし、1回目の編集委員会の中でスムーズに進み、2回集まる必要がないという判断であれば1回で済ますことも考えられますので、忙しい時期ですからなるべく回数は少なく、なおかつ慎重に進めていくということでご理解をお願いします。

○議長（西名会長）

他にいかがでしょうか。

それでは、他にご意見もないようなので、平成31年度甲府市農業委員会年間事業計画について、採決をして参ります。

ご賛成していただける方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

賛成多数ですので、事業計画は決定して参ります。

なお、報告第9号、10号の定例総会日程と農地調査の日程については、会場の予約もありますので、このような日程で開催させていただきます。変更等ありましたら再度連絡するということですが、皆さんそれぞれ忙しいと思いますので、年間の予定表に入れていただければ、ありがたいと思います。

○議長（西名会長）

以上で、今日予定している案件は、全て終了いたしました。

皆さんから、他に何かございますか。

はいどうぞ。

○最適化推進委員（小澤委員）

42ページの解約の件ですが、理由が借り手の都合ということですが、もう少し詳しく教えてください。それから、上曾根町内の土地のことですが、設定期間が5年なのになぜ、解約となったのでしょうか。

○議長（西名会長）

個人情報の問題もありますので、事務局は慎重に答えてください。

○事務局（岡係長）

1番の案件については、私が合意解約まで携わりました。理由は、借り手本人が経営面積を一気に広げすぎたため手がまわらなくなり、農地が荒れてしまい、貸し手がこのままでは他の農地に迷惑がかかるため、借り手には現状を回復し解約を求めています。2番の案件につきましても、南ブロックの方々は既にご承知だと思いますが、借り手が農地を借り過ぎ、手がまわらなくなったために荒らしてしまったことにより、貸し手からぜひ解約で話を進めて欲しいという申し出を受け事務局として、解約ということで正式に皆様に報告できたということでございます。

○議長（西名会長）

小澤委員、いかがでしょうか。

○最適化推進委員（小澤委員）

だいたい様子が分かりましたが、利用権設定の時に地元委員はこうなる前に、いろんなアドバイスができたのではないかと思います。若手に我々が積極的に関わって行かなければならないのに、後々になって解約されると、私たちの姿勢も改めて新しい姿勢で設定を協力しようという考え方になります。新規であまりにも農地が多い場合、本当にこんなに耕作ができるのか、良い物が獲れるのか。実際は全部耕作できてないし、良い物も取れていません。期待する新規の外から入ってくる将来有望な方がこのような結果を残している。私も南ブロックですが、要注意の人がいます。地域によって事情が違いますが、早急にブロック毎に専門会議を開いて対応しないと穴が出てきて私たちも責任を感じる次第になってしまいますので、あえて解約内容を聞きました。私たち地域の実情に合わせながら新人を手引きしていきたいと思っています。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。現状についてはご承知していただきました。私も委員会の中では言わせていただきましたが、新規就農者はいますが、こういったケースがあちこちで見られますので、地域の委員の皆さんは親心を持って、時と場合によっては愛のムチをしっかりと入れていただきたいと言ったこともあります。1の案件は、私も事務局も農業委員も最適化推進委員も携わり大変苦労しました。就農するときに、例えばモロコシは2重までは作れるけど1重は水が入ってきて作れないこと、ナスは作れないことなど具体的に指導した経過がありますが、この方が軽く考え耕作して、当然失敗してしまいました。意欲は分かりますが、無謀というやり方をして、使用人のコストもあり経営を圧迫することになったという経過です。両方とも似たような感じだと思いますし、まだまだ周りにもこのような若者がいるかもしれません。これ以上落ちこぼれを増やさないように、最適化推進委員が集まる機会にもこのような議論を深めて対策をしっかりと出していただきたい。我々農業委員も同調して同じ問題をしっかりとっていきます。問題提起ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○最適化推進委員（渡辺委員）

解約の話が出ていますが、十分利用権設定を慎重にしても家族経営のために病気や高齢化により、今後、解約の件数が増えてくると思います。聞くところによると第三者にまた貸しをする人もあるようです。そうすれば解約を減らせますが、このようなことを防ぐように検討が必要だと思います。

○議長（西名会長）

今の問題については、また貸しは違法です。近所でそういう方がいましたら指導をお願いします。解約が増えるのが困るからまた貸しをするということになると、めちゃくちゃになってしまいます。委員さんの責任として、しっかり押さえていただきたいと思います。病気で解約はやむを得ませんし、貸し手の経済的理由なので手放さなければならないなど様々な事例があります。ですから、解約を防ぐには新規就農者などがしっかり営農を続けてくれることが解約を防ぐことになりしますので、努力をいただければありがたいです。

○玉諸地区委員（落合委員）

玉諸の落合です。私の住んでいる地区でも新規就農者がいまして、非常にたくさんのところを借り入れ農業をやっていますが、そんなにできるのかと思いつつも、踏み込んで言ってあげられないところもあります。新規就農者の方はどこかで指導を受けて立ち立ってくる方が多いかと思いつつ、指導を受ける段階で、一人でどのくらいの面積で耕作ができるのかなど、きめ細かい指導もしていただけると、目星が立つと思います。

○議長（西名会長）

いろんなところで、このような問題があるようです。就農の研修のところで学ぶ機会はあるんでしょうけど、若いので一気に借りてしまうことが多いようです。私も一件借地を含めて3町分くらいやっていた人を見ていて効率的に問題があるということで注意をしたことがあります。しかし、聞いてくれませんでした。数年経って相談を受け、絞込みをし、解約する中で効率よく経営できる土地を借り直したことにより、改善しました。これはひとつの事例ですが、いろんな事例を参考にして、時と場合によっては厳しいことを言ってあげないと自立した新規就農者は育たないと思います。他にいかがでしょうか。

○最適化推進委員（山本委員長）

いろんな問題をお聞きして、一番の問題は、最適化推進委員という新たな任務を受けながら何をしたいのか分からないままスタートし、論議できないまま進んでしまったことは残念に思います。一両日中に各問題を含め最適化推進委員独自で検討する機会を提案し、会長や事務局と相談していきたいと思つきます。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

最適化推進委員の責任者の山本委員長からそのような言葉をいただきましたので、出ている問題については、ひとつひとつみんなの力で解決していくということで確認

していただきたいと思います。局長からひと言どうぞ。

○事務局長（青木局長）

研修を受け入れている農家や、学校の先生に話を聞きますと、研修を受けている人の中にも明らかに農業の適性を持っていない人もたくさんいるのが現実だそうです。本人の意欲はあるようですが、行動や言動、作業状況を見るととても農業には向かない人もたくさんいて、農業をやりたいという意欲だけではだめなのかなと思います。しかし、辞めるとはいえないので就農までお手伝いはしますが、数年で辞めてしまうそうです。全ての新規就農者が農業に向いているとは限らないというところをご理解していただきたいと思います。

○議長（西名会長）

今回の総会は、議題も多く中身の濃い内容でした。今後の農業委員、最適化推進委員の進むべき姿が見えてきたような気がします。

以上をもちまして3月定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午後4時05分 閉会

会 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印